

第 2 回森林小委員会での主な意見

第2回小委員会での主な意見（総論、論点1）

※以下、第3回小委員会の資料4・5の論点1～8に沿って、第2回小委員会に出されたご意見を分類し掲載している。

【総論】

- ◆ SHK制度参加者のメリットについて、建物を建てた人に本当にメリットになるのかというところが、もう少し何か書けるとよい。（窪崎委員）
- ◆ SHK制度の中で一定の方法論が示されて、それをそれぞれの企業で活用できるということは非常にありがたいこと。できる限り広範に活用されるよう、関係省庁が連携して、うまく活動が広がっていくように更に検討してほしい。（原田委員）
- ◆ 算定ルール of 客観性、信頼性が求められるのではないか。（原田委員）

【論点1：森林吸収量等の算定報告主体】

（木材製品）

- ◆ 非建築物も、データが把握できるという前提のもとで、算定方法のある程度示した上で、算定対象にしてはどうか。（松本委員長、加用委員、佐藤委員）
- ◆ 非建築物の算定対象は、例えば紙をどうするのかなど、ある程度具体の対象を明確にしてはどうか。（佐藤委員）
- ◆ 木杭を算定対象とできないか議論を深めたい。（松本委員長、加用委員、窪崎委員）
- ◆ 木杭はインベントリ算定方法の検討が行われているところであり、2～3年のうちにインベントリに反映できるのではないか。算定範囲に含めるのは、それを待ってからでもいいのではないか。（佐藤委員）
- ◆ テナントを算定対象に含めることについて、どのような者が対象になるのか、より明確に書く必要¹（窪崎委員）

第2回小委員会での主な意見（論点2、3）

【論点2：算定対象となる組織境界】

- ◆ 親会社の森林を子会社が管理しているという形態は多く見られる。報告主体の範囲に、森林所有者に加えて森林経営を委託している子会社を加えるべき。子会社が再委託している場合も、子会社が報告できるようにしてはどうか。（池田委員、加用委員、窪崎委員）
- ◆ 建築物についても、親会社が所有しているが、実態は子会社が管理している場合に、子会社の報告を認めてはどうか。（加用委員）

【論点3：算定報告対象となるガス】

- ◆ 全体方針として、炭素蓄積量の増減だけを見るので、N₂Oを報告対象から外すということ理解した。将来的に見直す可能性もあるとの位置づけでよい。（佐藤委員）

第2回小委員会での主な意見（論点4）

【論点4：森林吸収量の取扱い】

- ◆ 法的ステータスを有する森林に限って、吸収量の算定対象とすることで問題ない。（池田委員）
- ◆ 森林簿データや収穫予想表が、実態と照らして見直しが必要な部分も出ていると思うので、林野庁から都道府県に対して、見直しを行うよう示してほしい。（池田委員）
- ◆ 算定方法は、森林簿をベースにした簡易的な方法でよいと思うが、実測値の使用その他精緻な方法でも算定可能にできるとよいのではないか。（松本委員長、加用委員、佐藤委員、原田委員）
- ◆ 算定方法を企業自らしっかり説明できる、アカウンタビリティを確保することが重要。（佐藤委員、原田委員）
- ◆ 自然攪乱による被害を受けた林分について、
 - ・ 自然攪乱とは何か整理しておくべき。（佐藤委員）
 - ・ その被害の原因が所有者もしくは管理者の責任ではないものをどう考えるかを決めておくべき。（加用委員、佐藤委員）
- ◆ 土地利用変化を伴う場合の土壌3プールの炭素蓄積変化量の算定は、20年等分割法でよいと思う。シンプルな方法にしたほうがよい。（佐藤委員）
- ◆ J-クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林との関係をはっきりさせたほうがよい。（窪崎委員）

第2回小委員会での主な意見（論点5）

【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

- ◆ 国内主要樹種にアカマツ、クロマツが抜けている。（松本委員長）
- ◆ アウトフローの算定対象となる建築物が、組織境界の異なる事業者の所有であった場合、または従前に建築物がなかった場合は、アウトフローの算定は不要と整理してほしい。（池田委員）
- ◆ アウトフローの算定について、木材の使用量が不明な既存建築物を解体する場合は、算定方法が簡易になるようにすべき。（池田委員）
- ◆ 簡易な算定方法を示すと同時に、会社がデータをしっかり持っていれば、そのデータを使用可能とするオプションを設けるとよい。（加用委員、窪崎委員）
- ◆ 木材の炭素貯蔵の計算については、重量での把握であっても問題ないので、材積又は重量が把握できていればよい。（加用委員）
- ◆ 「生産動態統計年報」では、木質ボード全体の生産量や出荷量は分かるが、用途別使用量は分からないので、日本繊維板工業会が持っている用途ごとの販売量データを一緒に統合して提供する必要。（加用委員）
- ◆ 内装材については、構造材の10分の1くらいしか使わない中で、算定に労力をかけることをネガティブに捉える会社が出てくる。（窪崎委員）

第2回小委員会での主な意見（論点6、7）

【論点6：算定報告の頻度】

- ◆ 報告は毎年やった方がよい。算定自体は毎年やるのか、何年かに一度更新すればいいのか、実際の運用において、簡易化の観点から算定頻度を緩めてもよいのではないか。（佐藤委員）

【論点7：永続性の担保、反転の取扱い】

- ◆ 森林の反転の処理はオプション2（譲渡された者は、譲渡者がみなし反転として計上した排出分を譲渡時点で吸収量として報告）、木材製品の反転の処理はオプション1（譲渡者は、譲渡の場合に全量をアウトフローとして算定し、譲渡された者が同量をインフローとして算定）としてよいのではないか。（加用委員）

第2回小委員会での主な意見（論点8、追加の検討）

【論点8：二重計上の防止】

- ◆ J-クレジットで登録された森林で生産された木材かどうかを確認するのは、トレーサビリティがしっかりできていないので難しい。実際、二重計上はレアケースではないか。作業負担軽減の観点から、木材のクレジット化の有無は確認不要でよいのではないか。（池田委員）
- ◆ 木材のクレジットが仮に含まれていたとしても、SHK制度の算定報告事業者は、木材製品の永続的な炭素固定に係る環境価値を主張しているわけではなく、廃棄時のアウトフローの算定においてインフローの全量を排出として取扱うのであれば、そこまで厳密にしなくても保守的になっているのではないか。（佐藤委員）
- ◆ 二重計上防止の方法として、トレーサビリティを確保できないものについては、割引率をかけて推定するという方法が考えられるのではないか。（原田委員）
- ◆ 割引率の仮の試算を出してほしい。（山岸委員）
- ◆ あまりに厳密にすると、J-クレジットへのネガティブインセンティブになる恐れがある。（松本委員長）

【追加の検討】

- ◆ 国産材の利用を進めるという観点に立った場合、住宅等も検討の対象に考えてもよいのではないか。（池田委員、窪崎委員）